地理学報告　第56号　121～131　1983

近代日本における電気事業の再編成と都市体系の変遷 (2)

阿　部　和　俊*

VI　電気事業政策の推移と地方別ブロック案

これまで述べてきたことからもわかるように，わが国の電気事業はその発生から成長期を経て整理期というプロセスを歩んできた。そして，最終的には国家管理の下に統合をされる。先に分析した銀行の場合では県単位の統合はなされたが，それより一段上の地方レベルでの統合までは行われなかった。斯業においては県単位のまとまりが銀行の場合ほど鮮明にならないうちに一挙に地方レベルでまとめられたわけである。斯業においてかくも強引な統合がなされたのは，電気がエネルギーというきわめて重要な分野であったことが大きく関与していよう。

しかし，銀行の場合ほどの明確さではないとはいえ，地方レベルでの統合を可能にした背景として，既にかなりの広さで供給区域がまとまりをもち始めていたという状況も確かに無視できない。県単位あるいは経済地域単位でのまとまりができ上りつつあった，あるいはすでにでき上っていたために，国策による地方レベルでの統合が容易であったと考えられるわけである。

国策による統合策が一挙に具現化されるのは1940年代に入ってからであるが，それ以前から国による企業合同の慫慂はみられた。銀行の場合と同じである[18]。業界もそれ自身がかかえる既述した理由により自主合同を行なっていたわけで，業界サイドの事情と国の慫慂によってより重要な都市を中心にまとめられつつあった電気事業が1940年代に入って一気に再編成されたといえよう。

企業合同をもたらす業界自体の要因については前章でふれたので，この章では国策がいかに企業合同をおしすすめ，その結果として少数の有力都市への集中をもたらしたかということを都市の成長と関連させつつ当時の時代背景をふまえて検討しよう。

(1)　電気事業政策の推移

前述したようにわが国の電気事業は1887年の東京電灯株式会社による電力供給によって始まる。以来斯業は隆盛していくわけだが，政府の当初の態度は取り締り的であった。しかし，やがて保護育成という姿勢にかわる。具体的な施策は1911年に公布された電気事業法である。この法律は若干監督的色合いもあるが，基調は事業者の利便をはかることにおかれていた[19]。

これにより斯業は大いに隆盛するが，他の産業同様好不況の与える影響は大きかった。電力というものの性格上とくに産業界の動向は敏感に反映した。戦争景気による発展，そして戦争の終結にともなう反動恐慌による打撃という図式は他産業と同じである。その最初の試練が日露戦争後の不況であった。これによって早くも企業の倒産，合同，買収がみられたが，他方においては大規模水力発電の開発に代表される技術の進歩が大量の電力生産を可能にした[20]。そのことは不況をのりきった企業にとってはより一層の需要家の開拓をせま

* 愛知教育大学地理学教室

られることを意味した。あるいは他社との需要家争奪戦を展開せねばならないことを意味した。またそのことは一方において電灯の普及速度を早めるという効果をももたらしたのである。

第一次世界大戦による好況は他産業にもまして斯業には大きく作用し，最重要産業部門に成長していったが，しかし戦後の不況は日露戦争後のそれとは比較にならぬほど大きく深刻であった。電力は過剰となり，事業者は激しい競争をせまられ合同・吸収による事業集中が以前にもまして席巻するのである。そして，この頃より五大電力会社の力が抜きんでて大きくなり，その後の斯業の動向を左右するようになる。

当時の電気事業者はこの五大電力をはじめとして激しい電力戦を展開するが[21]，この競争は「競争区域内でのサービスの改善と料金の低下，およびそのことにもとづく電気普及の増進という効果を生んだが，反面無暴な競争によって設備の重複投資がおこなわれ，資産状態の悪化，業績の低下をまねいた。そして，過当競争によるこのような弊害は電力産業に対して国家的統制が必要であるという世論をよびおこす契機と[22]」もなったのである。

1932年に電気事業法が改正され，これによって主務大臣の斯業に対する権限（電気料金の認可制や設備の建設・利用など）が以前とは比較にならぬほど強化された。電力の国家管理にむけての大きな一歩を踏み出したわけである。政府はこの法律の制定に先立ち1927年に一つの調査会を設けた。その調査会は1928年に早速電気事業の企業形態に関して報告を行ない，さらに1929年には逓信大臣の諮問により電気事業の統制に関する事項を調査している。そして，翌年4月に主務大臣の監督権限強化を盛りこんだ答申を提出し，これがその後の電気事業法の改正につながっていくのである[23]。

だが，政府はもっと早くから斯業に対する監督権限の強化に意欲を示していた。第一次大戦後の不況時に時の逓信大臣野田卯太郎は電気事業の合同を早くも慫慂している[24]。その結果，全国的に電気事業の合同が進展した。また，大臣の慫慂にもとづき各地において県知事が合同を斡旋した例も多くあった。具体例については後述する。

1932年の5・15事件を境に軍部の台頭が目ざましくなり，準戦時体制がすすむにつれて斯業に対しては単なる電力統制論ではなく，より明確な国営論が登場するようになる。次にこの時期より完全に国家の管理下に移るまでの間の事情を検討しよう。

電力国営論の具体的なあらわれは1936年の頼母木案であり，1937年の永井案である[25]。一般に前者が民有国営論といわれているのに対して，後者は民有国営を粧った国家管理案で，国家色の，もっといえば戦時色の強いものであった。もちろん，両案に対して業界は激しい反対運動を展開した。さらに業界は反対するだけでなく，独自の案を提示しもした。しかし，社会全体の潮流が戦争へとむかっていた当時においては，もはや電力の国家管理への流れをとめることはできず，1938年になって電力国家管理の関連4法案が[26]成立するにいたる。これにもとづき電力の国家管理は実施段階に入り，翌年日本発送電株式会社が設立された。当社は最初，異常渇水などに対して運営の不手際と組織の欠点を露呈するなど実効のうすいものであったが，1942年になって配電部門も統合されるに至って，完全に電力事業は国の管理下におかれたのである。

わが国の電気事業に対する国策の推移は上述のようにまとめられる。この推移を前章の供給区域の変遷と企業合同に関連させると次のように整理できる。

斯業の発生から成長期にかけては国の政策の方針は保護育成であった。そして，わが国の電気事業は都市部から次第に非都市部に普及し，たくさ

んの都市において事業者の発生存在をみた。

次いで，電気がほぼ全国にいきわたったあと，不況の影響などで行き詰った弱小企業を対象に企業合同が始まると，その地域のより大きな都市に存在する事業者によって周辺の（時には遠隔地の場合もあったが）企業がまとめられた。1920年代から1930年代前半にかけてである。その場合に県庁所在都市のかなりの数が有力な都市として中心的役割を果した。次第に政府の方針は国家管理を是とする意見もではじめてはいたが，この頃は具体的にはならず，まだ大臣による慫慂であり，地方長官への通牒の発行という段階であった。

そして，1930年代の後半から社会全体の統制思想の高まりという風潮をも背景にして，政府は明確に斯業の国家管理を打ち出す。都市的には県庁所在都市や地域の中心都市より一ランク高い地方の中心的都市を中軸にすえて，ブロック単位に斯業を再編成するという構想であり，結果的にもそれが実現したのである。

次の章でそれぞれの時期における県庁所在都市の台頭と地方中心都市(配電会社の本社設置都市)の台頭の要因を上記の諸点をふまえて都市自体のもつ特性から検討する。その前に，地方中心都市の台頭と関連する地方ブロック単位として斯業をまとめるという構想がどのようにしてでてきたのか，という経緯をこの節では省略したので次に記述しておこう。

(2) 地方別ブロック案の登場

電気事業におけるブロック案というのは比較的早い時期からその構想が示されていた。当然のことながらブロック案の登場は業界の企業合同と関連しているが，政府，業界，両者の合同の三者から提示されている。歴史的に順に紹介しよう。記述は多く『東邦電力史』(東邦電力史編纂委員会編纂　1962年発行）によった。

まず，激烈化する販売競争を背景として1928年に東邦電力の松永副社長は電力自主統制に関する私案を示した。その中で電気供給事業は一区域一会社主義で供給地域内独占であることを原則とし，そして「地域を北海道・東北・関東・北陸・東海・関西・中国・四国・九州に分かつ。地域内小売会社は合併せしむること，ただし合併困難なる小売業者間は，生産プールを設くること。」[27]とした。おそらくこの提案がブロック案を含んだ最も早い提案であると推察される。

1930年代に入って次第に強まる統制思想，準戦時体制を背景に斯業においては単なる電力統制論の域をこえ電力国営が声高にいわれるようになった。業界では国営賛成，反対，折衷論が展開されたが，その折衷論の中に「企業の形態は，すべて現状のままとし，これを適当な地域に区画し，各地域内において立体的に合同せしむるよう政府でこれを助長すること」[28]という意見がみられる。ここではまだ業界の自主性の原則が前面にでている。

1936，37年には既述した頼母木案，永井案が提出され，業界は反論を展開する。1937年に永井逓相は官民合同の調査会を設置して電力問題を諮問し，その答申を求めた[29]。このやりとりの中で業界は自己案として「電力統制要綱案」を提出する。そこに地方ブロック地域による事業統制の項目がかかげられている。今，要点を抜粋すると次のごとくである[30]。

地方ブロック地域による事業統制

事業の画一統制を図る為全国に適当なる数個の地方ブロック地域に分画区分す

（中略）

㈢ 地方ブロック地域は事業の統制，運営並に国防上，行政上重要なる関係を有するを以て慎重に之を分画区分せらるべきこと勿論なりと雖，左の8区域と為すも一案なる

べく其の各ブロックに包含せらるべき地域に関しては既設の発電，送電設備並に既設事業の形態等を考慮し適当に之を定むるものとす。

(1)北海道地域　(2)東北地域　(3)関東地域
(4)中部地域　(5)関西地域　(6)中国地域
(7)四国地域　(8)九州地域

政府が送電部門にひきつづき配電部門を統合しようとすることは電力事業の国家管理を貫徹するためには当然の帰結であったが，前者に比べて後者の国家管理が遅れたのは，これが技術的に難しいと判断されていたためである。しかし，配電統制をも行なおうという政府の意欲は早くからみられた。それは企業合同への慫慂という形であらわれた。たとえば，1937年には逓信省によって「電気供給区域ノ整理統合ニ関スル件」[31]という通牒が地方長官に発せられている。次いで同年12月の閣議では，整理統合の対象を小規模事業者のみならず一般化することが決められ，さらに1938年の改正「電気事業法」では主務大臣の一層の権限強化が認められた。しかし，この時期には強力な国家統制はさけられ，行政指導によってその実をあげようとしたが，1940年になって村田逓相が配電部門の統合の意志を示すと，にわかにそれの実現にむかって事態は展開する。同年8月の官民懇談会においては，民間側も配電管理について，(1)発送配電を一会社に統括し，一貫経営とせよ　(2)全国を数ブロックに分ち，当該地方における発送配電を一貫経営にせよ　(3)全国を数ブロックに分ち配電事業を統合せよ，といった案を示し，いずれも統制強化に沿うものであった。[32]

同年9月の閣議で「電力国策要綱」が決定され，そこにおいて発送電管理の強化がうたわれると同時に配電統合の実施も提起された。全国を数地区に分けた上で，各地区の全配電事業を統合するという考えである。

しかし，この頃むしろ一層業界の反対は激しくなり，政府案に対抗するように業界から独自の案が提案されたりしている。たとえば中国電力社長牛尾健治は1940年に日本発送電を根本的に改組した地帯別発送電ブロックの形成という私案を発表している。それは「自主統合を原則とし，また地方の特殊事情の尊重を前提とした地帯別発送配電一貫経営論であった。」[33]さらに牛尾は配電統制についてもブロック別地方配電統制会社の設立という構想も示した。原則は自主統制の強化にあったものの，その考えは国土防衛を充分意識していた。すなわち，彼の示した具体案は1940年8月に軍が発表した軍師管区単位のブロック案と一致するものだったのである。

業界の激しい反対にもかかわらず，1941年に改正された「国家総動員法」は多大な権限を政府に与えて配電統合実施の法的根拠が確立されるのである。

以上がブロック案の推移である。政府ははじめに発送電部門の一本化を行ない，そののち配電部門のブロック化を実施した。一方，業界にも自主統合という原則の下にブロック化の構想の芽はみられていた。最終的には早くから業界の示したブロック化という構想を政府が国家管理という考えの下に採用するという結果になったわけである。

ブロック化採用の理由は何だったのだろうか。ブロック案が登場する背景の一つは国防との関連である。当時強力なものとなっていたであろう軍の存在は非常に大きかったと推察される。配電会社というのはまさに高度国防上の考えにたつ産物である。二つめは日本発送電の経営の失敗にこりた政府が配電会社を一つの巨大な組織にまとめることを避けたからであろう。三つめの理由は電気事業は需給の調節がむづかしいので，あまりの広範囲を対象にするとすみやかな運営をさまたげる

ことが懸念されたし，逆に県単位でのような小さなまとまりでは料金の県間差の調節ができなくなるなどの問題をうまく解決できないことが認識されていたからである。[34] また，ブロックの分け方については「常識」と「一般的空気」の支配する中での「政治的判断」であったとも指摘されている。[35]

Ⅶ　県庁所在都市と地方中心都市の台頭要因

(1)　県庁所在都市の台頭要因

筆者は先の銀行支店網の分析において県庁所在都市の台頭を検討した時，その主要因を(1)県当局の指導性の増大　(2)県庁所在都市の経済的有利性　(3)地方制度の改定と県の役割の増大　の三点に求めた。[36] 斯業において県庁所在都市が次第に重要になっていく要因も基本的にはこの3点によるところが大きいと思われる。(2)と(3)については先の分析においてすでに説明を加えたので，ここでは改めてふれない。ただ人口についてのみ補足的に説明しておきたい。そこで主に(1)について具体的な例を示したいと思う。

斯業における県庁所在都市，すなわち県当局のもつ重要な権限としては水力発電に利用する河川の水利権をあげることができよう。水力発電の比重が高かった時代において水力電源地の利用の可否が重要であったことはいうまでもない。その許可権限は知事がもっていた。県当局の役割は重要である。

二つめは企業合同を勧告する知事の権限である。大臣のあるいは逓信省の通牒は地方長官たる知事に発せられた。それにもとづき知事は県内企業の合同を慫慂している。

具体的な例をあげてみよう。たとえば出雲電気と浜田電気は1922年に合同したが，『中国地方電気事業史』には「出雲電気の重役会記録（大正10年7月16日）は『島根県知事ヨリ本県電気事業会社合併ヲ勧誘セラレ，就中浜田電気ト合併ノ意志アルヤ否ヤ社長ニ懇談アリ大ニ賛成ノ意志ヲ表示シ其ノ実現ヲ研究スベシト答ヘタリ』と記しているが，当時，広島電灯と広島呉電力の合併が進行中であり，電力事業集中化の形勢を背景に，県知事が合併の勧告をおこなったものとおもわれる。」[37] と述べられている。

また，三重合同電気の設立（1922）についても『東邦電力史』には「当時，国の政策としても，小電気事業を併合する必要を認め，この趣旨を体してかかる割拠経営の弊害を改めるために，時の三重県知事山脇春樹は県下電気事業の併合統一を画策し，前記4社に厳倉水電株式会社を加えた5社の合併を慫慂した。」[38] と記されている。結局3社が合同して三重合同電気となるのだが，企業合同において果した知事の役割がよく理解できる。県知事のこういった役割は銀行の合同においてもみられたが，重要な権限として指摘しておきたい。

次に都市人口の問題にふれておこう。電灯の普及において人口の集積は大きな意味をもつ。大口の需要を可能にする産業がそれほど存在しない時代あるいは場所においては一般電気事業者の得意先は一般家庭であり，その開拓と争奪は重要であった。だから人口の多集積は市場開拓の容易さとその効率において大きな利点だったのである。表4からもわかるように1908年～1940年においては表の8都市以外の県庁所在都市はすべて各年次において県内の最大人口都市である。県庁所在都市の高い人口集積が早くから電気事業の成立を可能

表4　他都市に県内人口第1位をゆずっていた県庁所在都市

1908	1913	1920	1925	1930	1935	1940
札幌 福島 山口	札幌 福島 山口	福岡 山口	山口	山口	山口 大分	山口 宮崎

資料：1908，1913……日本帝国統計年鑑
他は国勢調査

にしたのであり，またそれは県内で最も有力な事業者である場合が多かった。

また，県営・市営のいわゆる公営電気事業も多くみられた。たとえば東北地方においては17（県営2，市営2，町営4，村営5，組合営4）の公営電気事業が配電統合まで残存したが「このうち経営状態が良好だったのは仙台市営，青森県営など，よい供給区域をもっていた事業者であった」[39]ことが報告されている。仙台は東北地方の諸都市の中では早くから工業の盛んな都市ではあったが[40]，両公営ともに高い人口集積地区を供給区域としていた有利性が経営状態の良好さに結びついたといえる。

(2) 地方中心都市の台頭要因

9配電会社の本社所在地は既述したとおりであるが，東京，大阪，名古屋の三都市は人口集積や企業活動の旺盛さにおいて，当時すでにぬきんでており，電気事業を地方レベルのブロックに分割した場合，この3都市はそれぞれの中心的存在になることには問題はない。そこで，ここでは残りの6都市を中心に分析を行なう。都市人口，企業状況，保有都市機能の3点から検討を行なう。

6都市がその地方の他都市と比較して抜きんでている場合には，配電会社の本社所在地となることはこれまた問題はない。あるいは都市の状況が貧弱であっても，そこにおける電気事業者の存在がその地方の事業者の中で抜きんでている場合にも本社所在地として認められることは首肯できる。

表5は地方ごとに1938年における6都市と他の都市を比較できるように，人口とそこに本社をおく電気事業者の従業者数合計を示したものである。札幌，仙台，広島，福岡においては一応両指標とも他都市よりまさっている。札幌は人口では函館と大差ないものの従業者数では比較にならぬほど大きい。仙台は人口において新潟と，従業者数において高田や新潟と大差ないが，いずれも新潟県と東北地方の中では最大ではある。広島はすで

表5　主要都市の人口と電気事業従業者数

	人口 (1940年)	従業者数 (1938年)
札幌	206(千人)	990
釧路	63	
函館	203	11
室蘭	107	
小樽	164	42
仙台	223	1154
青森	99	853
盛岡	79	547
秋田	61	
福島	48	679
山形	69	340
新潟	150	969
高田	30	1070
富山	127	1494
高岡	59	658
金沢	186	1238
福井	94	34
広島	343	2581
岡山	163	1516
松江	55	650
山口	34	1337
鳥取	49	154
新居浜	42	436
多度津	7	826
松山	117	2068
徳島	115	24
高知	106	1339
高松	111	252
福岡	306	2367
佐賀	50	
長崎	252	18
大分	76	56
熊本	194	1286
宮崎	66	172
鹿児島	190	1426
那覇	65	141
小倉	173	1935
延岡	79	205

※従業者数とはその都市に本社をおいている企業の全従業者の合計である

資料：国勢調査と電気事業要覧

に両指標とも当時の中国地方第一のものであった。福岡も従業者数ではわずかに多いという程度のものだが，人口では九州地方随一である。富山は人口においては金沢より少なく，従業者数においてわずかに金沢より多いという状況であり，新居浜は両指標とも問題にならぬほど低い。

次に新居浜を除くこれら5都市の高次都市機能を比較してみよう。表6は1907，1921，1935年の関連する主要都市における有力民間企業の本社と支社の状況を示したものである。5都市はいずれも本社の数は少ない。しかし，1935年では札幌，仙台，広島，福岡はその地方の他都市よりはるかに多い支所を有している。1921年時点ですでにその後の増加を予測させるものがあるが，1935年における格差はきわめて明確である。しかし，富山は金沢よりはるかにその集積は劣っている。[41)]

次に高次な政治的都市機能を示すものとして政府機関の集積についてみてみよう。これについては広域中心都市研究との関連ですでにすぐれた報告がなされているので，福岡，仙台，札幌についてそれにもとづき検討したい。福岡については二神弘の研究，仙台については吉田宏の研究，札幌については柏村一郎・山本博信の研究を参考にする。

二神弘によれば第二次世界大戦まで九州地方におけるこの機能の最大の集積地は熊本であった。それが1940年代に入って徐々に福岡にも政府機関がみられるようになったが，それを決定的にしたのは第16方面軍の軍司令部，福岡軍需監理部，九州地方総監府という軍関係機関の設置であったと述べている。[42)]

吉田宏は仙台におけるこの機能を調査して，仙台は「明治以来一貫して東北地方の行政的中心地としてのドミナンスを有していた」[43)]と指摘している。

柏村一郎・山本博信は札幌は旭川に移転した軍機能を除くと，20世紀のはじめから政府関係機関の集積は道内の他都市と比較にならぬほど多かっ

表6　主要都市における本社と支所

都市＼年次	1907 本社	1907 支所	1921 本社	1921 支所	1935 本社	1935 支所
札幌	4	5	1	9	1	31
釧路	1	1	1	2	1	3
函館	5	7	2	14	1	17
室蘭	1			4		3
小樽	6	10		20		36
仙台	3	8	1	11	3	34
青森	1	1		3		5
盛岡	3	1	2	1	3	2
秋田	1	2	1	2	1	6
郡山			3	1		3
福島	5	2	2	2	1	5
山形	2	1	1	1	1	2
新潟	8	7	2	7	4	10
富山	3	2	3	1	3	6
金沢	2	9	2	13	3	26
福井	1	5	1	5	1	11
広島	2	10	5	13	6	32
岡山	4	2	3	5	4	14
下関	2	6	1	17	3	15
松江	3	1	1	2	2	4
山口	2		1			2
鳥取		2		2	1	5
高松	1	1		4	2	9
松山	5				3	5
高知	4		1	2	3	5
徳島	3	2	1	2		5
福岡	2	8	3	27	5	56
小倉		1	4		3	10
大分	1		1		2	3
長崎	1	4	7	12	3	12
熊本	1	2	2	6	2	11
宮崎	2			1	1	3
鹿児島	4	2	5	5	4	6
佐賀	2			1		4

資料：拙論（1977）民間大企業の本社・支所からみた経済的中枢管理機能の集積について　地理評50，P. 363

たことを指摘している。[44]

以上のことを総合して考察すると，札幌，仙台，広島，福岡に配電会社の本社が設置されたことは充分に理解できる。いずれも，人口は多く，電気事業者の規模は大きく，経済的・政治的な高次都市機能の集積も早かった。当時すでにこれら4都市はその地方の中でぬきんでた存在だったといえよう。それを決定的にしたのが軍の意向であり，軍関係の機関の設置である。これら4都市が現在においても各電力会社の本社所在地となっていることはいうまでもない。

新居浜と富山を除く各都市への配電会社設置は上述のように条件がそろっているが，この2市の場合はやや状況が異なるので，ここで両市に本社が設置された経緯についてふれておこう。

四国配電の設立が決まったとき，その本社所在地をどこにするかということは大変重要な問題であった。いくつかの都市が本社所在地の候補地として名乗りをあげて誘致合戦を展開したが，最終的には逓信省の鶴の一声で新居浜への設置が決定した。新居浜には四国中央電力株式会社という大企業が本社を構えていたとはいえ，この決定は他のどの都市に本社を設置してもトラブルの種となることを避けるための妥協の産物であった。[45]

やがて2年後に本社は松山に移るが，それは四国軍需監理部が松山におかれたからである。そして，戦後の1950年に電気事業が再編成されるに及んで，高松への本社移転が決められるが，すでに軍需監理部は戦時中から高松へ移されており，この頃から高松の地位が高いものとなるのである。

四国地方においては，このように他地方ではみられない本社所在地の変動があった。それはこの当時，他地方のようにあらゆる面で抜きんでた都市がみられなかったからであるといえよう。高松が次第に評価されるようになるのは中央との交通の便の良さが第一であったと考えられることと，[46]

表7　北陸地方の主要都市における電気事業者の状況　（鉄道業専業を除く）

年次 / 都市	1911		1915		1925		1936		1938	
富山	119	120	183	210	149	(725)	212	(2851)	267	(3101)
					362	1200	127	1800	133	1800
					118	335	786	3250	911	3250
					14	15	76	350	16	50
							27	500	9	10
									68	350
高岡	32	10	54	25	175	180	626	983	658	983
					26	60	21	50		
金沢	136	200	210	200	407	(1187)	478	(1276)	482	(1334)
					559	500	749	600	756	600
							24	60	25	60
									19	50
福井					24	20	30	20	34	20

左…従業者数　　右…資本金規模
資本金規模の（　）は公営事業の固定資産を示す
資本金規模の単位は百万円　資料：電気事業要覧

軍の動向が大きな影響力をもっていたからだということがわかる。

富山への配電会社の本社設置についても述べておこう。当初，政府によって発表された配電統合の構想は北陸地区を中部地区に含めていた。これに対して北陸の地元事業者は北陸の特殊性を強調して，北陸地区の独立の必要性を述べ，[47]その結果北陸配電会社が設立された。本社は富山に置かれたが，その要因の第一は富山県における工業生産活動の高さである。とりわけ，電気化学，電気冶金などの電力多使用型の工業の発達が必然的に地元での電力会社の発達をうながし，当地の電力事業をこの地方の最大の産業としたのである。

富山，金沢，福井，高岡の北陸地方の主要4都市における電気事業者の状況をみてみよう。表7がそれである。1925年では富山の方が4社と数は多いが企業規模においてはむしろ劣っている。それが1936年では事業者数はもとより，企業規模においても富山のそれが大きく成長した。1938年には一層その傾向が強くなったといえる。また，高

岡にも大事業者が存在していたので，県レベルで比べても富山県の方が石川県より斯業においては優位だったといえよう。

1940年には電気事業の国家管理の動きをいち早く察知した地元の経営者が，当地方の最大手の日本海電気（本社：富山）を中心に自主統合を展開し，地元12社を統合して北陸合同電気株式会社を結成した。本社は，統合の中心が日本海電気だったこともあり，富山に設置された。北陸合同電気の資本金は8800万円という巨額に達し，北陸地方では並ぶもののない大事業者となって，北陸配電株式会社の設立においては当社がその指定会社となったのである。そしてその本社は富山におかれた。

金沢という有力都市が近くにありながら，富山が配電会社の本社所在地となりえたのは，まさにその母体となりうる有力事業者が存在したからであり。富山県には電力を多量に消費する産業が数多く立地していたからである。他の配電会社の本社所在地が人口や都市機能の集積においても他都市より高い地位にあったのとは異なるケースである。

Ⅷ　結

わが国の電気事業は開業以来しばらくの間は政府の保護育成政策のもとに順調に発展した。当初，大都市を中心に発展した電気事業も1920年代に入ってからは地方都市においてもみられるようになり，ほぼ全国へ普及し終った。しかし，景気の変動はこの産業にも大きな影響を与え，不況時に経営の行き詰った企業はより大きな企業に吸収されていき，1924年をピークに一般電気事業者は整理される方向にむかう。当初は保護育成的立場をとった政府も斯業のもつ重要性を認識するにつれ，監督的姿勢を強めるようになり，数次の法律改定によってついには国家の管理下に斯業をおさめるに至った。小論の目的はこういった企業合同のもつ空間的な意味，ひいては企業合同をうながした政治的経済的要因が空間の秩序に対してどのようなインパクトを与えたかということを都市の盛衰と関連させてみることにあった。

都市の電灯電力の供給区域を歴史的に整理し，それを企業合同と関連させてみた結果，当然のことながら両者には強い関係があった。企業合同は経済的あるいはそれをふまえた政治的要因によって1920年代に入ってから激しくなるが，それは一般により大きな都市のより大きな企業への集中という形となってあらわれた。しかも，1930年代に入ってからは多くの県で県庁所在都市がその役割を演ずるようになってきた。すでに報告した銀行支店網の事例ほどではないとはいえ，明らかな傾向としてそのことは認められた。さらに1940年代に入ると国家管理の下に配電会社が設立されたが，その本社は各地方の中心的都市におかれ，それまでの群雄割拠の状況から斯業は一挙に地方ごとに主要９都市に本社をおく配電会社にまとめられた。

1930年代の県庁所在都市の台頭，1940年の地方中心都市の台頭の要因を検討してみると，前者については銀行支店網の事例で指摘したこととほぼ同じであると考えられ，とくに県当局の指導性の増大と県庁所在都市の経済的有利性は明らかであった。後者については都市人口，高次都市機能の集積プロセス，当該都市の企業規模の諸点から検討した結果，富山と新居浜を除いて他都市より高い地位にあったことが指摘できた。さらに準戦時下あるいは戦時中において軍関係の機関がこれら地方中心都市に設置されたことも配電会社の本社所在地として認められる大きな要因であったといえる。

この拙論を作成するにあたり資料収集にご協力いただいた中部電力株式会社の小沢治彦氏に感謝いたします。

この拙論(1)(2)を多年のご指導に感謝しつつ，榊原康男先生にご退官を記念して献呈いたします。

この研究は昭和57年度科学研究費補助金（課題番号57780206）を使用した

注

18）前掲注３）拙論（1981）　P.31.

19）三宅晴輝（1951）：『日本の電気事業』　春秋社　pp. 33～35.

20）たとえば，1914年の猪苗代発電所の成功.

21）五大電力はおよそ10年にわたる激しい電力戦によって疲弊するが，五大電力をさらに窮地におとしいれたのは金輸出再禁止である。これによる損失は五大電力会社とその背後の金融資本をも震撼させた。そこで両者は競争緩和を目的として電力連盟を結成するに至った。電力連盟は結成以来，粉争の収拾に努力したが，その結果五大電力の独占的地位が確立するにいたるのである。　たとえば前掲注８）P. 101など

22）同上　P. 101.

23）前掲注６）　P. 53.

24）「時の逓信大臣野田卯太郎は，電気事業の合同を大いに慫慂した。それは，これらの会社（第一次大戦の恐慌などによって疲弊した会社）を救済するばかりでなく，電気事業は成るべく大規模とし，送電連絡を行って送電の経済化を図り，広範囲地域に比較的統一した供給を普及せしめることが，公共事業の使命を果さしめるに効果ありと考えたためである。」前掲注19）P. 42.（　）は引用者による。

25）ともにときの逓相の名をつけてよばれる。なお，国営の構想は1935年時点にすでに垣間みられていた。

26）電力管理法，日本発送電株式会社法，電力管理ニ伴フ社債処理ニ関スル法律　電気事業法中改正法律.

27）前掲注６）　P. 542.

28）同上　P. 552.

29）諮問は「電力の国家管理を為し，国防の充実，国民生活の安定を図り，戦時体制に順応して，生産力の拡充に備え，国防の充実，動力の増員を整え，産業計画遂行の円滑を期するは刻下喫緊の要務なり，従って之が急速実施に関する具体的方策を諮る」というものであった。同上　P. 560.

30）同上　P. 561.

31）前掲注９）　P. 268.

32）同上　P. 269.

33）同上　P. 297.

34）前掲注19）　P. 225.

35）前掲注９）　pp296—299.

36）前掲注３）拙論（1981）.

37）前掲注９）P. 170.

38）前掲注６）P. 239　なお引用中前記４社とは，津電灯株式会社，松阪水力電気株式会社，伊勢電気鉄道株式会社，北勢電気のことであり，後述の合同した３社とは北勢電気を除く３社のことである。

39）東北電力株式会社（1960）：『東北地方電気事業史』P. 95.

40）横山弘：「仙台の都市構造」　木内信蔵・田辺健一編著『広域中心都市』（1971）古今書院刊　所収 pp. 124—126.

41）この点についての詳しい解説は前掲注１）拙論を参照。

42）二神弘（1970）：わが国における広域中心都市の成立と発展　富山大学教養部紀要第２号　pp. 35～62.

43）吉田宏（1972）：広域中心都市論序説——仙台市を例として——地学雑誌81—4　pp. 25～43.

44）柏村一郎・山本博信：「札幌の地域構造の発達」前掲注40）の『広域中心都市』所収　P. 102.

45）社史編纂委員『四国配電十年史』（1953）P. 16. pp. 55～60.

46）坂口良昭「四国の広域中心都市——高松——前掲注40）の『広域中心都市』所収　P. 186. P. 188.

47）「元来，北陸地区は他地区にみられない特殊性を有する。すなわち(1)豊富な水力に恵まれ，需要地と電源が近いため，電力原価が低廉であること　(2)水力地点は地勢上貯水池の適地が少ないため，特殊電力

が多いこと (3)関東，関西等の大消費地帯から遠距離にあるため，電力の大口消費特に豊富なる特殊電力の消費は地元においてなさるべきこと (4)水力電源に接近して，工場適地に恵まれていること (5)北陸三県は地勢上相互に緊密な関係を有すると共に，電力系統においても二次送電系統が相互連絡し得る状態にあったこと (6)配電区域としてこれを他地区に編入するよりは独立区域てする方が事業経営上能率的とみられたこと」 北陸配電社史編纂委員会編『北陸配電社史』(1956) pp. 58～59.